

# 〔翻刻〕茂木久栄家資料「日記帳」(慶応二年)

新堀道生・秋田古文書同好会

## 一 解題

本史料は、雄勝郡三又村(秋田藩領、湯沢市駒形町三又)の日記帳で、秋田県立博物館所蔵茂木久栄家資料の一部である。本誌四十三号で翻刻した慶応元年(一八六五)の分に続き、本号では慶応二年分を収録した。解読は秋田古文書同好会の石山伸、田中理榮子、三井所節子、保坂佳子、伊藤正雄、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、越後美緒子、高野宏美、柏谷勉、齋藤正庸、渡辺昇、佐藤玉子、目黒勵、日高輝美、幡宮明貞の各会員が担当した。解読指導、解題の執筆を新堀が担当した。

年貢関係の記事が多く、収納の具体相をみることもできる。御用米や二匁銀を實際は金で納付したことや(記事32・34)、毛引の手続きが分かる(52・73・74)。記事66では三又村が作成した年貢見積りに対し、親郷が修正を指示しており、親郷が年貢徴収に関わったことが分かる。ただしこれは前年から三又村肝煎を親郷肝煎が兼務していたためかも知れない。給人への直接の年貢納付を回避しようと、給人知行高を差上高にして藩への年貢納付を願った願書(50)は、給人に対する村側の意識がうかがえ興味深い。ただしこの願書は提出されなかった旨の注記がある。文言を修正した願書が多数ある。通常こうした文書はあまり残らない。そこには村側が要求実現のため工夫をこらした痕跡を確認でき、貴重である。収録文書の差出人をみると、九月以降、肝煎の名に茂木亀六の名がみえる。彼は二年前、給人との対立がもとで肝煎を罷免されたが、一時復職していた。

## 凡例

- 検索の便のため【】に記事番号と見出しを記した。番号は慶応元年分からの通し番号とした。
- 史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 読解の便のため読点・並列点を加えた。
- 旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名に改めた。
- 誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。
- 衍字は右側に「(衍)」、抹消された字は左側に「( )」と記した。
- 欠字は一字あきで示した。
- 判読不能の文字は□で示した。
- 挿入文書等は鉤括弧で示し「(挿入文書)」のごとく傍注を付した。

No.	内 容	月
23	五斗米受取手形	2月
24	五斗米・運送米の手形未発行につき覚	
25	五斗米・運送米受取手形	3月
26	仁差御用米の銀納につき届書	3月
27	杉木拝領願書	3月
28	漆苗木拝領請書	3月
29	仁差御用米・式匂銀など請書	3月
30	勘十郎奉公一条につき願書	3月
31	杉木拝領願書	4月
32	二匂銀受取状	4月
33	御用米代金半額受取状	4月
34	御用米代金受取状	
35	御用米代金受取状	
36	御用米代金受取状	4月
37	軍事備出高につき見分願書	4月
38	米高値につき御払米願	4月
39	栗・松木など皆無の旨届書	5月
40	辛勞免差上のうち受取手形	3月
41	五斗米受取手形	2月
42	他領への奉公人なき旨届書	5月
43	五升備井楼破損なき旨届書	6月
44	極窮百姓のため米拝借証文	7月

No.	内 容	月
45	菅生山柴刈り紛争仲裁願書	7月
46	極窮者拝借米配付人別届書	8月
47	婿養子離縁につき一札	8月
48	撫育助成米拝領願書	8月
49	不作につき救済願書	8月
50	知行所を差上高へ充当願書	8月
51	不作につき毛見願書	8月
52	毛見願書	8月
53	人馬先触	8月
54	極窮人救助願書	8月
55	取替し証文之事(菅生山入会)	
56	朽木伐採許可願書	9月
57	年貢関連帳簿の雛形	
58	給人斎藤佐大夫宛毛引願書	9月
59	極窮百姓助成米拝領取調書	9月
60	窮民救助米供出請書	9月
61	窮民救助米借上書	9月
62	窮民救助米借上書	9月
63	窮民救助米借上書	9月
64	窮民救助米借上書	9月
65	上り知御蔵入高米積帳	10月
66	親郷より年貢勘定修正案	11月
67	撫育備高米積帳	10月

No.	内 容	月
68	郡方備高米積帳	10月
69	五斗米高帳	10月
70	年貢勘定につき覚	
71	極窮人取調	9月
72	救助米拝領者書上	10月
73	差上高毛引目録	10月
74	蔵入高毛引目録	10月
75	他領奉公なき旨上申	11月
76	他領奉公なき旨上申	11月
77	拝借米無利足返済願書	11月
78	肝煎平助病状につき返答書	12月
79	亀六肝煎再任経緯につき書状	12月
80	郷符米借用の覚	
81	亀六郷備米蔵元任命書	元治元年 4月
82	家伝薬宅売免許願	12月
83	御差上銀上納口	
84	小百姓毛引雑用帳面披見要求の覚	12月
85	五斗米正米上納の指令	12月
86	来年年礼につき郷中定	12月

二 翻刻

【23 五斗米受取手形 慶応二・二】

一、五斗米<sup>①</sup>拾九石三斗八升六合請取申候、右は去丑年分於増田村上納之時、已上

慶応三年

寅二月十四日

雄勝郡

三又村

肝煎殿

神谷与市左衛門

① 五斗米は夫役のうち詰夫・代官人足・江戸夫を元禄十四年(二七〇)から米納化したもの  
(『秋田県史』二)。

【24 五斗粗・運送米の手形未発行につき覚 慶応二】

- 一、五斗粗九石六斗八升九合<sup>①</sup>
  - 一、運送米壹石壹升六合
- 右之通り増田村御手代周兵衛殿相頼、同人蔵入請留所持罷在候得共、未御手形拝領不仕候分

(1) この五斗粗の六割(六合摺として)と記事23の五斗米高の和は記事15にみえる五斗米納高総額と一致する。つまり記事23は五斗米の一部の受取手形。

【25 五斗粗・運送米受取手形 慶応二・三】

- 一、粗軽升九石六斗八升九合 此俵拾九俵と壹斗八升九合

升五斗

右は去丑年分五斗米之内、下堀船場<sup>①</sup>におゐて上納之時、以上

慶応貳年

寅三月二日

雄勝郡三又村

肝煎殿

神谷与市左衛門

- 一、米軽升壹石壹升六合 此俵三俵と壹斗壹升六合

升三斗

右は去丑年分五斗米粗運送米、下堀船場<sup>①</sup>におゐて上納之時、以上

慶応貳年

寅三月二日

雄勝郡三又村

肝煎殿

神谷与市左衛門

右御手形式枚、三月七日親郷へ相届申候、以上

① 雄物川河畔 横手市十文字町睦会本城

【26 仁差御用米の銀納につき届書 慶応二・三】

- 乍恐以口上書奉申上候
- 一、米五石六斗 四月上納分 三又村 七郎兵衛
- 内式石八斗

此分無殘代銀上納仕度奉存候

- 同式石八斗 八月上納分

- 一、同四石五升 同村 八右衛門

- 内式石式升五合 代銀上納仕度候
- 残式石式升五合 八月上納分

- 一、同三石 三又 平助

- 内壹石五斗 代銀上納仕度候
- 残り壹石五斗 八月上納分

- 一、同式石九斗 吉郎兵衛

- 内壹石四斗五升 代銀上納仕度候
- 残壹石四斗五升 八月上納分

右之通り、当村仁差被仰付候分、四月上納分、無殘代銀上納仕度申出二御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候、以上

慶応貳年

寅三月

三又村

肝煎

文右衛門

清吉

江島要助殿

【27 杉木拝領願書 慶応二・三】

乍恐以口上書奉願上候

符人

屋敷添 一、杉六本 但し五尺廻より四尺廻迄 門右衛門

右之通り此度拜領仕度願出<sup>(御座候間)</sup>ニ御間、何卒符人願之通り拜領被仰  
付度奉願上候、以上

寅三月廿七日

三又村

肝煎担

文右衛門

糸井茂助殿

同 虎之助

上遠野藤助殿

同長役

孝作

三月廿七日門右衛門直ニ罷出拜領仕候

【28 漆苗木拜領請書 慶応二・三】

覚

一、漆苗木三百五拾本、代錢無ニ而拜領被仰、難有御請奉申上候、御百姓  
共江引配為植立可申候、以上

慶応貳年

三又村

寅三月廿七日

肝煎担役

文右衛門

御代主殿殿

虎之助

猪狩喜惣太殿

【29 仁差御用米・式匁銀など請書 慶応二・三】

乍恐以口上書奉申上候

一、御用米五石六斗

七郎兵衛

内式石八斗 四月上納分

同式石八斗 八月上納分

一、同四石五升

八右衛門

内式石式升五合 四月上納分  
同式石式升五合 八月上納分

一、同三石

平助

内壺石五斗 四月上納分

同壺石五斗 八月上納分

一、同式石九斗

吉郎兵衛

内壺石四斗五升 四月上納分

同壺石四斗五升 八月上納分

一、郷符 拾石

三又村

当高五百三石九斗五升壹合

一、同 拾式石五斗九升九合

御高割

右は十一月上納分

高壺石二付式升五合ツ、

右同高

一、銀 壹貫七匁九分四厘

式匁銀

右は四月上納分

右之通此度被仰付候御用米仁差、郷符、御高割、式匁銀共御請仕候処相  
違無御座候、依之附<sup>レ</sup>書奉差上候、以上

慶応貳年

三又村

寅三月

肝煎担役

文右衛門

江畑要助殿

同 虎之助

【30 勘十郎奉公一条につき願書 慶応二・三】

乍恐以口上書奉願上候

三月廿六日指上候

一、当村勘十郎と申者、当正月中兵右衛門と申者世話ニ而増田村五兵衛方  
江要心野奉公ニ而老ケ年相定、前金式兩兵右衛門請合ニ而借請、三十日  
余相勤、半途ニ引取候より勞煩ニ罷成、勘十郎御才足之処当人參兼候趣  
二付、御取扱ニ相成候而ハ恐入奉存候間、何卒御憐愍を以右老条郷中江

為御任被成下置度 奉願上候、尚借請金式両向より勤分給代引残返濟仕候、此上勞煩等二不相成候様被成下度奉願上候、以上

慶心貳年 寅三月 三又村郷中役人共判

浅利善吉様 御披露

【31 杉木拝領願書 慶心二・四】

乍恐以口上書奉願上候

前田畑畑林

一、杉七本 但し三尺廻りより式尺廻迄

屋敷添

一、同耆本 但し耆尺五寸廻

林こし畑添

一、同式本 但し耆尺廻り

屋敷廻り

一、同耆本 但し式尺五寸廻り

郷山

一、同式本 但し三尺廻り

合

右之通り此度拝領仕度符人願出ニ御座候間、何卒拝領被仰付度奉願上

候、以上

慶心貳年

寅四月

上尊直江殿<sup>①</sup>

平沢内蔵之進殿

(1) 安政六年時点で林役(田代町史資料一四、八六頁)

【32 二匁銀受取状 慶心二・四】

覚

一、金三両貳分式朱也

右は式匁銀之内

右之通り慥ニ受取申候、以上

慶心二年

寅四月廿四日

三又村

肝煎殿

親郷肝煎

【33 御用米代金半額受取状 慶心二・四】

覚

一、御用米半通り四月上納分 式石八斗

代四十四貫八百文

此処へ七両受取

右之通り慥ニ受取申候、以上

慶心貳年

寅四月廿四日

三又村

七郎兵衛殿

親郷肝煎

【34 御用米代金受取状】

覚

一、金五両耆朱 御用米式石式升五合

四月上納分

右之通り慥ニ受取申候、以上

三又村

八右衛門殿

【35 御用米代金受取状】

覚

一、金三両貳分式朱 御用米壹石四斗五升

四月上納分

右之通り慥ニ受取申候、以上

三又村

吉郎兵衛殿

【36 御用米代金受取状 慶応二・四】

覚

一、金貳両 御用米代 内

右之通り慥ニ受取申候、以上

寅四月廿四日

親郷肝煎

三又村

平助殿

【37 軍事備出高につき見分願書 慶応二・四】

乍恐以書附奉申上候

此度御軍事御備江出高御取調被仰付候得共、当村之儀は去ル明和式酉年御改正御打直し御竿被入置、其後数ヶ度出高ニ相成候得ハ、格別出高ニ相成候ヶ処も有之聞敷候得共、能々吟味仕候ハ、少々之出高ニ相成候ヶ処ハ可有之哉ニ奉存候、且御地頭後藤小早人殿御差紙下ニ而、水元御取立専ラ御手入被成置候場処も有之、并御

地頭様方先荒起返之ヶ処も有之候、

御見分之上、御出高ニ相成候ヶ得共如何御取調ニ相成候哉、

居而可奉申上様無御座候、依之乍恐書附を以御伺奉申上候

右之趣何分宜様被仰上被成下度奉願上候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

文右衛門

同村長百姓

庄三郎

孫右衛門

与助

孝作

慶応二年

寅四月

江畑要助殿

右之通式冊相認、四月廿九日御役屋へ差上申候

【38 米高値につき御払米願 慶応二・四】

乍恐以書附奉願上候

一、兼而御見聞被成下候通、極窮之私共ニ而下地<sup>①</sup>より飯料無之、買食仕御百姓立罷有候処、此節米直段壹兩余ニ罷成り、沖茂飯料買統不申、最早植場ニ罷成候得共、御田地植付候様無御座、恐入奉存候、依之無拋奉願上候、何卒御上様江被仰上、下直米、但し壹俵ニ付三貫文替、御払被成下、極窮之御百姓共如何様御田地植付候様御取扱被成下度奉願上候、以上

長治

治兵衛

仁太郎

慶応二年

寅四月

元益

勘十郎

儀兵衛

十右衛門

長吉

善左衛門

作兵衛

物兵衛

兵右衛門

長左衛門

作右衛門

久藏

福松

庄左衛門

平十郎

孫兵衛

太兵衛

久兵衛

仁左衛門

李右衛門

慶応二年

寅四月

上

前書之通り極窮之御百姓共より願出ニ御座候間、何卒以御憐愍願之通御取扱被成下置度奉願上候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

慶応二年

寅四月

同村長役

庄三郎

孫右衛門

与助

孝作

文右衛門

江畑要助殿

四月廿九日御役屋へ差上候

(1) 元来、本来の意。

【 39 栗・松木など皆無の旨届書 慶応二・五】

乍恐以書附奉申上候

一、此度諸木御取調被仰付候<sup>ニ付、</sup>并雜木立・草飼所共一円無御御座候、依之乍恐以書附御届奉申上候、<sup>ニ付奉申上候、</sup>当村ニは栗木立・松木立以上

三又村

肝煎取担

虎之助

文右衛門

同村 長役

孝作

慶応二年

寅五月

上菅直江殿

土濃塚長右衛門殿

平沢内蔵進殿

小峰喜七郎殿<sup>↓</sup>

田名部舍人殿

西宮東之進殿

山崎運動助殿

(1) 記事を参照。文久三年時点で上菅直江と共に林取立役(民俗資料選集一、七〇頁)。

【 40 辛勞免差上のうち受取手形 慶応二・三】

米輕升六石壹斗三升五合



右は去丑年辛勞免差上之内三又村分ニ而上納之時、以上

慶応二年

寅三月十四日

稲庭村

肝煎殿

黒沢権蔵

【41 五斗米受取手形 慶応二・二】

五斗米本廻し拾七石六斗式升三合<sup>①</sup>請取申候、右は去丑年分江戸為御替於増田村上納之時、以上

慶応二年

寅二月

雄勝郡三又村

肝煎殿

神谷与一左衛門

(1) 記事23の五斗米受取手形にみえる受領高一九・三八六石を一・一で除した値、つまり記事23は騒井での受取手形、これは本廻しでの受取手形であり、二通りの受取手形が發給されている。

【42 他領への奉公人なき旨届書 慶応二・五】

乍恐以口上書奉申上候

一、御他領江奉公又は稼ニ出候者御取調被仰付候ニ付、郷中精細吟味仕候得共、耆人も無御座候、依之肝煎・長百姓連印仕、一札差上申候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

文右衛門

同村 長百姓

孝作

慶応二年

寅七月

江畑要助殿

【43 五升備井楼破損なき旨届書 慶応二・六】

乍恐以口上書奉申上候

一、五升備井楼破損有之や精細吟味可致被仰付候付、村役人共立会吟味仕候得共、外ニ破損等不致候、依之乍恐御書附を御届奉申上候、以上

三又村

肝煎

虎之助

文右衛門

同村 長役

孝作

【44 極窮百姓のため米拝借証文 慶応二・七】

御米拝借証文之事

一、御米三斗入五俵也

右之通り当村極窮御百姓取扱難渋ニ付奉願上、拝借仕候処相違無御座候、御返上之儀は無し足ニ而、当暮無残御返上可仕御定ニ御座候、依之連印を以拝借証文奉差上候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

同村 長百姓

庄三郎

孫右衛門

与助

孝作

喜太郎



【45 菅生山柴刈り紛争仲裁願書 慶応二・七】

恐作<sup>(イ)</sup>口上書を以御内々奉願上候

一、当村之儀ハ兼而奉申上候通、草飼山・薪山共一円無<sup>(イ)</sup>之付、先年より菅生山之内江運上銀九拾四匁五分宛年々差出し、去ル明和二酉年より鋤<sup>(イ)</sup>伐・鎌掛り共御免ニ相成、入相ニ切刈自由罷有候得とも、道法壺里余ニ而且大倉村元觀音山と申高山打越難処ニ罷有候ニ付、生木ニ而は相届兼、先年より御田地植付否哉、切干柴ニ致置、盆後より稲刈前人馬を以付運ヒ、何レ農業之隙<sup>(イ)</sup>ニは薪江取懸り如何様焚用間似合罷有候得共、近年来切尽間似合兼、隣村より買山致候而、焚用守格罷在候躰之村居ニ御座候、然は此度地元菅生村より切干柴相成らず候段、嚴重之断ニ相預り、当惑千万ニ奉存候得とも、地元村より替伐不相成、如何様御大切之御田地守格仕、一村亡処不仕候様、御内々御取扱被成下度、偏ニ奉願上候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

同村 長役

慶応二年 寅七月

小堀主殿殿

庄三郎

与助

孫右衛門

孝作

(一) 鋤<sup>(イ)</sup>なた。鈍のこと(増補大節用集・寛文五)。

【46 極窮者拝借米配付人別届書 慶応二・八】

乍恐以書附奉申上候

一、御米五俵、但し三斗入

右は極窮取扱難渋ニ付願申上、拝借被仰付、引配人別左之通り

一、壹斗五升 善左衛門

一、壹斗五升 長吉

一、壹斗五升 元益

一、壹斗五升 治兵衛

一、壹斗五升 長治

一、壹斗五升 福松

一、壹斗五升 作右衛門

一、壹斗五升 長左衛門

一、壹斗五升 惣兵衛

一、壹斗五升 十右衛門

合壹石五斗

此俵五俵也

右之通り引配仕候処相違無御座候、依之銘々御請印帳奉指上候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

同村

長百姓

孝作

【47 婿養子離縁につき一札 慶応二・八】

一札之事

一、私婿養子已之松と申者、当村孫兵衛・庄右衛門取扱を以貴請罷有候処、平鹿郡縫殿村伊三郎と申者二品々訳柄有是勞煩ニ相成候ニ付、舟尾良之助様・小原多仲様御両方御内々御取扱ニ相成、郷中ニも不卜通勞煩為致候ニ付、婿已之松難差置筋有之、離縁致事濟ニ相成候処相違無御座候、若此後万々一再縁等為致候ハ、是迄之勞煩雜用金拾両差出可申

候、尚巳之松方へ私娘差遣置候事も毛頭致間敷候、依之後日異論為無之、親類并取扱人印形仕、郷中御役印相添一札差出候上へ、後日毛頭彼是申間敷候、為後念証文一筆如件

三又村 庄左衛門

親類 儀兵衛

取扱人 亀六

長百姓 庄三郎

同 孝作

慶応二年

寅八月十日

平鹿郡

縫殿村

伊三郎殿

【48 撫育助成米拝領願書 慶応二・八】

乍恐以口上書奉願上候御事

一、所持高式斗六升老合

年齢六拾歳 長吉

同 三十七歳 喜助

同 三十五歳 女房

同 十式歳 おやす

同 八歳 おこま

当生 春松

家内合六人

右之者兼而極窮ニ而老人・世倅・病身之者勝ニ而、一家扶助相成兼、郷中ニ而是迄見継罷有候得共、当生子供育撫甚相難、無拠御時節柄をも不顧奉願上候、何卒以御憐愍御撫育御助成米拝領被仰付被下置、極窮之御百姓御助被成下置度、偏ニ奉願上候

右之趣、乍恐何分宜様被仰上、願之通り御撫育拝領被仰付、極窮御百姓御救助被成下置度、幾重ニも奉願上、以上

三又村肝煎取担

慶応二年寅八月

三又村肝煎取担

三又村肝煎取担

慶応二年寅八月

江畑要助殿

同村長百姓 孝作

虎之助

【49 不作につき救済願書 慶応二・八】

乍恐以口上書御届奉申上候御事

一、当作合之儀ハ春中より不順氣ニ而苗育不立、自然植付後れニ罷成、漸々植付候処、土用中殊之外冷気相進み、稲育一向尺取不申、御百姓一統打敷罷有候処、土用後ニ至り思ひ之外残暑照続、稲も可成ニ相育、御百姓皆々悦罷有候、乍去当村之儀ハ銅山悪水負ニ而例年美入疎キ土地勝ニ御座候処、今年ハ全躰後れ候年柄ニ而、漸々出穂ニは相成候得共美入兼、且仕付後れ之分ハ今以出揃兼、誠ニ当惑之至ニ奉存候、然ル処当月七日夕より八日迄、古来稀成大風ニ而大木等を吹倒し田畑共一円散乱ニ罷成候付、村役人田面江出渡り内見分致候処、誠ニ目も当られぬ有さま恐惑之至ニ奉存候、是より次第ニ冷気相進候時節ニ相成候事故、残暑御天氣等可待請様も無之、依之御届奉申上候、何卒右之趣急段被仰立、御助被成下置度、此節より奉願上候、以上

右之趣乍恐何分宜様被仰上、困窮之御百姓御助被成下候様御取扱被成下度、偏ニ奉願上候、以上

三又村 肝煎取担

慶応二年 寅八月

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

同村 長百姓 孝作

乍恐以口上書奉願上候御事

一、当作合之儀ハ春中より不順氣ニ而苗育不<sub>レ</sub>宜、自然植付後レニ罷成、漸々植仕付候処、土用中冷氣相進み 是より未<sub>レ</sub>同文言也  
御天氣可待請様も無之、当年之作合田畑共皆無ニ罷成申候、御百姓之歎キ目も当られぬ有さまニ御座候、依之右之段御届奉申上候、誠ニ大變之事ニ罷成申候

一、今年御屋敷様納<sub>①</sub>被仰付候共、前文委曲奉申上候通り御座候へハ、小物成を始可奉<sub>②</sub>上納様無御座、恐入奉存候、右ニ付奉願上候、当村御知行高無殘御差上高<sub>③</sub>ニ被成下度奉願上候、承候処下筋三郡ハ、ケ成之作合ニ相聞得申候、何分ニも願之通被仰付極窮之御百姓共御助被成下度奉願上候、以上

慶応二年 此願書延引奉<sub>④</sub>上申候

丑八月

① 屋敷納は、給人知行地の年貢を給人へ直接納めること。  
② 差上高は、給人知行高のうち、知行借上のため藩に年貢が納められる高のこと。

【 51 不作につき毛見願書 慶応二・八 】<sub>①</sub>

乍恐以口上書奉願上候

一、当村之儀ハ兼而奉申上候通困窮之村居ニ御座候得共、御高德を以如何様取統罷在難有仕合奉存候、然ハ当作合之儀ハ春中より不順氣勝ニ而、苗育不<sub>レ</sub>宜、自然植付後ニ罷成り候処、土用中より殊之外冷氣相進み、出穂最中冷氣甚敷相成出揃兼、二十十日頃迄ニ半通りならて出穂相見得不<sub>レ</sub>申、御百姓共一統心痛罷在候処、当月七日夕より八日迄古来稀なる大風ニ而、御田畑共散乱之作合ニ相成候ニ付、村役人出渡り田面見分致候処、下地植付後れ之場処は素より、冷水掛り銅山悪水掛共今以一向赤実入無之、去ル天保巳年凶作同様之場処も不少相見得、其外逆も平均半作ニも相至申敷申間敷、当惑之至ニ奉存候、乍恐当御収納物何を以御上納可奉申上見詰も無無之、御時節御苦柄筋恐至極ニ奉存候得共、前文之仕

合前後不願奉願上候間、何卒御憐愍を以急段御檢使様被下置、作毛見見

分之上、御屋敷様へ御上納分より御毛引米拝領被仰付、困窮之御百姓共如何様御太切之御田地守格罷在候様御救助被成下度、偏ニ奉願上候、尤追々見直りニ相成候ハ、精々吟味致し、可相成丈除高致し極々悪作之分斗取調御毛見帳差上御見分ニ入置候間、何分願之通り被仰付被<sub>②</sub>下置度偏ニ奉願上候、以上

三又村

肝煎取担

虎之助

慶応二年

寅八月

江畑要助殿

① この年、大風の被害があり秋田藩領で毛見願が十四万石に及んだ(秋田県史)。

【 52 毛見願書 慶応二・八 】

乍恐以口上書奉願上候

川欠休高引残り

一、当高五百三石九斗五升八合

三又村

内三拾五石 屋敷・畠高

残り高四百六拾八石九斗五升八合

内百廿三石 給分屋敷納り

内四十四石 除高

残高三百五石九斗五升八合 御毛願見願高

内式斗壹升 御蔵分

同式石四升式合 郡方御備高

同九斗六升五合 御撫育御備高

同三百式石七斗四升壹合 御差上高

内廿四石式斗式升七合 御役屋ニ而除高被仰付候分

同壹石 又々除高被仰付分

残り式百七十七石五斗壹升四合

願高ノ式百八十石七斗三升壹合

右之通当村御差上高・御蔵入高ニ御座候処、当作合之儀は春中より不順氣ニ而苗育不宜ニ付、自然植付後レニ罷成り、六月土用中殊之外冷気相進み、稲育尺取不申、御百姓共一統心痛罷在候処、土用過ニ至り思之外残暑も有之、稲もケ成ニ相育、御百姓共一入安堵罷有候処、其後間もななく冷気甚敷罷成り、二十十日頃ハ半通りならて出穂相見得不申、下地植付後レ冷水掛り銅山悪水掛り之場処ハ今以出揃兼、実ニ当惑之至ニ奉存候、然る所当月七日夕より八日迄古来稀なる大風ニ而、御田畠共散乱ニ罷成り候ニ付、村役人出渡り見分致候処、植付後レ冷水掛り銅山悪水掛り之場処共、去ル天保巳年同様之作毛、其外不中の分迫も半作ニも相至り申間敷相見得、乍恐当暮御收納何を以御上納可奉申上見詰無之、恐至極ニ奉存候、依之御時節御苦柄筋重畳恐入奉存候へとも、前文之仕合前後も不顧奉願上候、何卒御憐愍を以急段御毛見御檢使様被下置、作毛御毛見分之上、御毛引米拝領被仰付、困窮之御百姓共如何様御太切之御田地守格罷在候様御救助被成下置度奉願上候、尤追々少しも見直リニ相成候分相除、極々悪作之分斗奉入御覽度奉存候

右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通り被仰付候而、困窮之御百姓共御助被成下度、幾重ニも奉願上候、以上

三又肝煎

取担

虎之助

同村長百姓 庄三郎

同 孫右衛門

慶応二年 同 与助

寅八月 同 孝作

江畑要助殿

【53 人馬先触 慶応二・八】

覚

一、軽尻馬 三疋

右は明後十七日小安出足、同日三又村一宿、同十八日横手へ罷帰候間、向々無遅滞被指出候様頼入存候、以上

石井内蔵

八月十五日 三沢鶴助

八月十七日八面村より相違、升田村へ 石井弥右衛門

仕送り申候

【54 極窮人救助願書 慶応二・八】

乍恐以口上書奉願上候

所持高なし

一、家内四人 長治

内耆人 十歳俵

同三人 内耆人男 働之者

所持高壹斗八升式合

一、家内四人 治兵衛

内耆人 六十二歳老人

同三人 内耆人男 働之者

同式人女 但し内式人当時居不申候

所持高なし

一、家内六人

内老人

八歳倅

仁太郎

同老人

式歳倅

所持高四斗五升六合

同式人 働之者

内老人男 同老人女

一、家内三人

同老人

内式人男

働之者

内老人 六十五歳老人

善左衛門

一、家内四人

内老人

七十二歳

仁助

同三人男

働之者 内

所持高四斗四升三合

同老人男 働之者

作兵衛

所持高石五斗四升式合

一、家内式人 働之者

内老人男 同老人女

十右衛門

所持高なし

一、家内五人

内老人 十二歳倅

同四人 働之者 内式人男 同式人女

元益

但し老人当時居不申候

所持高斗六升七合

一、家内三人 働之者

内式人男 同老人女

勘十郎

所持高石九升七合

一、家内五人

内老人 八歳倅

同老人 三歳倅

同三人 働之者 内老人男 同式人女

儀兵衛

所持高式斗六升壹合

一、家内六人

内老人 六十九歳老人

同老人 十二歳倅

同老人 八歳倅

同老人 当歳倅

長吉

所持高四斗五升六合

同式人 働之者 内老人男 同老人女

内老人 六十五歳老人

同老人男 働之者

所持高式斗四升三合

一、家内五人 内式人男 働之者 同三人女

作兵衛

所持高なし

一、家内内三人

内老人 八十一歳老人

同式人 働之者 内老人男 同老人女

惣兵衛

所持高石五斗三升壹合

一、家内三人

内老人 七歳倅

同式人 働之者 内老人男 同老人女

兵右衛門

所持高斗四升

一、家内式人 働之者 内老人男 同老人女

長左衛門

所持高式斗

一、家内三人

内六十六歳老人

同老人 六十二歳老人

同老人男 働之者、当時内二居不申候

作右衛門

所持高七斗

一、家内四人

内老人 十三歳倅

同三人 働之者 内式人男 同老人女

久蔵

一、家内四人

内老人 十三歳倅

同三人 働之者 内式人男  
同老人女

所持高七升

一、家内六人

内老人 七十二歳

同老人 九歳倅

同老人 当歳倅

同三人 働之者 内式人男  
同式人女

所持高三斗

一、家内七人

内老人 十三歳倅

同老人 五歳倅

同五人 働之者 内三人男  
同式人女

所持高四石九斗三升四合

一、家内六人

内老人 十三歳倅

同老人 四歳倅

同四人 働之者 内式人男  
同式人女

所持高石壹斗式升四合

一、家内老人 病身男

所持高式石壹斗四升四合

一、家内四人

内老人 十一歳倅

同老人 四歳倅

同式人女 働之者

所持高七斗式升五合

一、家内四人 働之者 内式人男  
同式人女

福松

庄左衛門

平十郎

孫兵衛

太兵衛

久兵衛

仁左衛門

所持高なし

一、家内五人

内老人 七歳倅

同四人 働之者 内三人男  
同老人女

人数合九十六人

内三十老人 老人倅

同老人 病身之者

同六十四人 働之者

右之通極窮取調書上奉差上候間、何分御憐愍之御扱を以、御救助被成下

度奉願上候、以上

慶応二年

三又村

寅八月

肝煎取担

虎ノ助

同 和二郎

江畑要助殿

同村長百姓 庄三郎

与助

【 55 取替し証文之事(菅生山入会) 】

取替し証文之事

一、其御村方枝郷菅生山之内、当村御運上入会境方限<sup>①</sup>之儀ハ、大八森東平しと合山窪より、千把ヶ台下段鼻森見通し境、去ル明和二酉年鋤伐・鎌掛り共御免被仰渡御ヶ条書之通り、其外先年取替し古書付御ヶ条之表、千把ヶ台迄西平無残入無之入会ニ而、山役文銀四匁五分ツ、年々其村方へ相渡、伐刈自由罷在候処、此度切干柴置切并ニ山境方限紛乱等之儀ニ付、両村故障出来勞煩御苦柄ニ相成り、決句猿半内村・稲庭村両親郷立会見分被仰付、御見分之上山境方限先年よりの取替し古書付并被仰渡御ヶ条書御文言之通りニ向後異論申間敷事ニ双方承服いたし相濟、切干柴并置伐共、千把台江下り口之長根より大八森境迄、先年之通当村勝

李右衛門

手ニ自由御任被下候ニ付、右札銭としては迄御運上<sup>(銀)</sup>限之外、正銭十貫三百廿八文ツ、年々十二月廿八日限、御役銀同様此方より持参、急度<sup>(符)</sup>急度相渡可申候、尤千把ケ台并同処へ水落境切干置伐等は、毛頭為致申間敷候、△一方限外心得違を以伐入候者有之候時ハ、吟味之上過料若人ニ付正銭三貫文ツ、為差出、其御村方江相渡可申候、古文ニ基此度双方<sup>御切掛之義、先年之通り自由可致候、若方△</sup>熟和致し相濟候処相違無御座候、仍之向後異論為無是、当村役人共連印并親郷肝煎殿加印、御扱様御裏印拝領任、取替し証文一筆如件

三又村肝煎取担

虎之助

同 和三郎

同村長百姓

庄三郎

同 孫右衛門

同 与助

同 孝作

同 喜太郎

稻庭村

親郷肝煎

新三郎

三ツ又村

取扱人

亀六

菅生村 与代 運藏殿

組代 清左衛門殿

同 藤左衛門殿

同 平助殿

【56 朽木伐採許可願書 慶応二・九】

乍恐以口上書奉願上候

郷山

一、杉元木式本 但し四尺廻りより式尺廻迄 郷中  
三笠荒神社

一、同 式本 但し式尺五寸廻り 覚王寺<sup>①</sup>

右之通り朽木風折ニ罷成、切取申度願出ニ御座候間、御憐愍を以拝領被仰付被下度奉願上候、以上

三又村肝煎取担

虎之助

同 同

同 和三郎

同村長百姓

孝作

同村別当

覚王寺

慶応二年

寅九月六日

糸井茂助殿

上遠野藤助殿

(1) 三又村鎮守三笠荒神社の別当

【57 年貢関連帳簿の雛形】

雄勝郡何村御蔵高帳尻纏

大施<sup>①</sup>ニ認候事

内八諸同断 免納御蔵

上り御蔵

御郡方御備

御撫育御備

雄勝郡何村給分御差上高御地頭御老人限帳尻纏

大施ニ認候事

内八諸同断 誰殿



誰殿  
老人限り

雄勝郡何村辛勞免高御指上高老人限帳尻纏

大砲二認候事

内八諸向御備同断 誰分

誰分

老人限

雄勝郡何村諸向御備高帳尻纏

大砲二認候事

免不同左之通

一、高 何拾何石 何御備高

此当高何十何石

免六ツ五分

内何十石

内何石何斗

内 何毛印 上田

同 半立印

同 青立印

同何石何斗 中田

内 何毛印

同 半立印

同 青立印

免下へ免限別筆

同何十何石

内 上田

同

下田、下々田 同  
左二進可申候 同

同 中田

雄勝郡何村御毛見願高惣帳尻纏

免不同 判紙二認候事

惣高合何百何十石 何村

此当高何百何十何石

内何十石 上田

内 何毛印

同 半立印

同 青立印

同何十石 中田

内

同

同

同

下田、下々田右同断

(1) 大砲紙、大方紙のこと。常陸時代の佐竹領で産した大方紙との関係は不明。奉書紙より低級で慶置紙より高級な紙(秋田藩町触集)。

【58 給人齋藤佐大夫宛毛引願書 慶応二・九】

乍恐以口上書奉願上候

一、当高九石式斗四升 三又村

内四石四斗式升壹合 御差上高

残り高四石八斗壹升九合 御屋敷納分

右之通今年御屋敷納ニ御座候処、当作合之儀ハ春中より不順氣勝三而、苗育等も不宣、植付後レニ罷成、其上出穂盛ニ冷氣相進み、猶八月七日

八日兩日之大風ニ而非常之絶作ニ罷成、当御收納何を以御上納可奉申上  
様無御座、恐惑之至ニ奉存候、依之乍恐奉願上候、何卒以御憐愍を以御  
毛引米三分通り拝領被仰付、困窮之御百姓共如何様御太切之御田地守格  
罷在候様、御救助被成下置度、幾重ニも奉願上候、以上

慶応二年

寅九月

齋藤佐大夫様

御家来様

御披露

三又村

肝煎 亀六

同村

長百姓 孝作

同村

御与代 喜太郎

【 59 極窮百姓助成米拝領取調書 慶応二・九 】

乍恐以書附奉申上候

- 一、治兵衛家内 忝人
- 一、長吉家内 忝人
- 一、善左衛門家内 忝人
- 一、惣兵衛家内 忝人
- 一、兵右衛門家内 忝人
- 一、作右衛門家内 忝人
- 一、庄左衛門家内 忝人
- 一、孫兵衛家内 忝人
- 一、太兵衛家内 忝人
- 一、久兵衛家内 忝人
- 一、仁左衛門家内 忝人

合拾三人

右之通極窮御百姓家内之内老人・悴・病身之者共江忝日忝合宛当九月廿  
日より御助成米拝領被仰付、重畳難有仕合奉存候、依之人別取調書附奉

差上候処相違無御座候、以上

慶応二年

寅九月

江畑要助殿

【 60 窮民救助米供出請書 慶応二・九 】

乍恐以書附奉申上候

- 人さし
- 一、米三石 七郎兵衛
- 人さし
- 一、同式石五斗 八右衛門
- 人さし
- 一、同式石 平助
- 人さし
- 一、同式石五斗 吉郎兵衛
- 一、同八石 郷符

合拾七石

右之通此度窮民為御救之御調達米被仰付、御請奉申上候処相違無御座

候、依之乍恐銘々印形附奉申上候以上  
請印仕、御請奉差上候、以上

三又村

肝煎 亀六

同

慶応二年  
寅九月

平助

江畑要助殿

同村

長百姓 庄三郎

同 孫右衛門

同 孝作

慶応二年

江畑要助

寅九月

三又村

平助殿へ

【61 窮民救助米借上書 慶応二・九】

証文

米 三石 但軽升

右は当作不熟ニ付窮民救助のため御借上被成候処実正也、然ル上は来卯

十一月中耆割利足相加無相違御返済可被成候、依而如件

慶応二年 江畑要助

寅九月 三又村

七郎兵衛殿へ

【64 窮民救助米借上書 慶応二・九】

証文

米 壹石五斗 但軽升

右は当作不熟ニ付窮民救助のため御借上被成候処実正也、然ル上は来卯

十一月中耆割利足相加無相違御返済可被成候、依而如件

慶応二年 江畑要助

寅九月 三又村

吉郎兵衛殿へ

表書之通り相心得候、以上

信田理兵衛<sup>①</sup>

(1) 郡奉行

【62 窮民救助米借上書 慶応二・九】

証文

一、米式石五斗 但軽升

右は当作不熟ニ付窮民救助のため御借上被成候処実正也、然ル上は来卯

十一月中耆割利足相加無相違御返済可被成候、依而如件

慶応二年 江畑要助

寅九月 三又村

八右衛門殿へ

【63 窮民救助米借上書 慶応二・九】

証文

米式石 但軽升

右は当作不熟ニ付窮民救助のため御借上被成候処実正也、然ル上は来卯

十一月中耆割利足相加無相違御返済可被成候、依而如件

【65 上り知御蔵入高米積帳 慶応二・十】

雄勝郡三又村上知御蔵入高御米積帳

一、当高耆石三斗三升六合 三又村

内式斗四升 荒・川欠跡より

同九斗三合 当村七郎兵衛・伊兵衛へ被下候辛勞免高

残り高耆斗九升三合

内耆斗三升五合 当御毛引拜領高

残り高五升八合

此御物成六ツ納三升五合

口米四合

右米合三升九合

此引米

二五九四壹匁力ケ<sup>①</sup>

三合<sup>②</sup> 諸役代銀五匁壹厘

四合 肝煎免

残り米三升貳合

一、高式升貳合

右同村別水御開

此御物成四ツ五分納 壹升

引米なし 五役代銀 貳分三厘

右米合四升貳合

右之通りニ御座候、以上

三又村

肝煎 亀六

同 平助

同村

長百姓 孝作

慶応二年

寅十月

江畑要助殿

(1) 係数。毛引きする前の残高一斗九升三合に二五・九四二一を掛けると諸役代銀の五匁一厘が算出される。

(2) 諸役代銀扶持米。万人足扶持米ともいい、夫役に対し藩が支給する扶持米として年貢から差し引く。石高の二%で算出され、ここでは残高一斗九升三合の二%。諸役代銀は夫役が銀納化されたもの。この文書は米納年貢の見積りなので、五匁一厘という金額自体は集計に影響しない。

【66 親郷より年貢勘定修正案 慶応二・十一】<sup>①</sup>

(挿入文書)

一、其御村方御米積左之通

上り知

一、当高壹石三斗三升六合 三又村

内式斗四升 荒川

同九斗三合 辛勞免

同壹斗三升五合 当日枯<sup>②</sup>

残

残高五升八合

此物成六納三升五合

一、当高壹升七合

右同村御開

此物成六納壹升

口米<sup>③</sup>壹合

右米合四升六合

此はらい

三合 諸役五匁壹厘

引米なし 五役貳分三厘

残米四升三合

一、当高貳百九拾石四斗貳升四合

三又村

内百六石貳斗貳升三合 御毛引

残り

郡方

一、高式拾七石九斗六升三合 三又

内式斗壹升 川欠

同式拾三石五斗五升 右之内村吉郎兵衛へ被下候辛勞免

同四斗四合 子より寅迄三ヶ年引継

同壹石四升五合 日枯

残

残高式石七斗五升四合

此物成六ツ納壹石六斗五升貳合

口米三升三合

右壺石六斗八升五合

はらい

五升五合 諸役七拾壹匁四分四厘

三升三合 肝煎免

残米壺石五斗九升七合

但し去年御蔵入相過八ケ目故地頭所務相成候

高式石六斗式升四合

御撫育

一、高九斗六升五合 三又

内四斗八升四合 当日枯

残高四斗八升壹合

此物成六納式斗八升九合

口米六合

右合式斗九升五合

はらい

壺升九合 諸役廿五匁三厘

五合肝煎免

残米式斗七升壹合

右之通御座候間、御引合被成下たく、其御地より御差出候分間違二候故、如此御申上候、御直し可被成候、以上

寅十一月十九日 親郷役所

三亦村肝煎殿

(1) 親郷役所が三又村に送った書状が貼り付けられている。

(2) 記事65の毛引高と同値。「引かれ」の意か。

【 67 撫育備高米積帳 慶応二・十 】

雄勝郡三又村御撫育御備高御米積帳

一、当高九斗六升五合

内四斗八升四合 当御毛引拝領高

残り高四斗八升

此御物成式斗八升八合

口米壺升式合

右米合三斗

此払

壺升九合 諸役代銀廿五匁三厘二五九四壺カケ

壺升式合 肝煎免

残り米式斗六升九合七升

右之通り二御座候、以上

三又村

肝煎 亀六

同 平助

同村 長百姓

孝作

慶応二年

寅十月

江畑要助殿

【 68 郡方備高米積帳 慶応二・十 】

雄勝郡三又村郡方御備高御米積帳

一、当高廿七石九斗五升七合六升三合

内式斗壺升

同三石式升四合

右は御蔵分捨り起返り四石八斗壺升八合之内、御積を以当村吉郎兵衛へ被下候辛勞免高、調

岩屋寛兵衛殿

内式石五斗三升壹合 休明

三又村

同四斗九升壹合 未起返り酉年より休明

同廿石五斗貳升壹合 右は給分捨り高起返り之内、当村吉

郎兵衛へ被下候辛勞免高、調岩屋寛

兵衛殿御組合

内十三石四斗三升壹合 休明

同貳石六斗五升三合 未起返り酉年より休明

同四石四斗四升三合 未開三ヶ年休懸り戌年より休明

同四斗四合 子年より寅年迄三ヶ年引継休高

〆廿四石壹斗六升五合<sup>五升九合</sup>

残り高三石七斗九升貳合

内壹石四升五合 当御毛引高拝領分

残り高貳石七斗四升七合

此御物成壹石六斗四升八合 但し六納

一、同高貳石六斗貳升三合

右は給分捨り高出高休明年より七ヶ年中御蔵入、八ヶ年目

より返し被下候分

内壹石六斗八升三合 未年より休明八ヶ年目当寅年より

給分江御返し被下候分

残り高七斗六升 酉年より休明辰年より返被下候分

此御物成 四斗五升六合

口米〆四升貳合

右米合貳石壹斗四升六合

此払 二五九四壹壹カケ

九升壹合 諸役代銀 百拾八匁九厘

四升貳合 肝煎免

残り米壹石九斗七升壹合

右之通り御座候、以上

三又村

肝煎 龜六

同 平助

同村 長百姓

孝作

江畑要助殿

【69 五斗米高帳 慶応二・十】

雄勝郡三又村五斗米高帳

一、当高五百三拾六石三斗七升

内三拾石貳斗九合 荒川欠跡より

同貳石壹斗七升九合 子年より寅年迄三ヶ年引継休高

同三升壹合 右同断引継休高

一筆二立  
可申候

〆貳石貳斗壹升

〆三拾貳石四斗壹升九合

残り高五百三石九斗五升壹合

此出来米廿五石壹斗九升八合 但し拾石二付五斗宛

一、同高壹升七合

此出来米壹合 但し高拾石二付三斗宛

右米合廿五石壹斗九升九合

三又村

肝煎 龜六

同 平助

同村 長百姓

孝作

慶応二年

寅十月

江畑要助殿

【70 年貢勘定につき覚 慶応二】

覚

御伺分引残り

御差上高

一、当高式百八拾三石四斗壹升七合

三又村

内百七石式斗式升三合 当御毛引拝領高

残り高百七拾六石壹斗九升四合

此出米百四石三斗七合 五九ノ二

此村出し百三十五石六斗六升九合 七七

此俵四百五十式俵六升九合

外ニ御伺分左之通

一、当高六石四升七合 山崎運動様

村方御伺之節差上高不致候由、御本図六石四升七合被仰渡、

御伺申立候分

一、同高老石 後藤忠兵衛様

村方御伺之節三石之由、御本図壹石被仰渡、御伺申立候分

当高合七石四升七合

右は御伺申上候分 三又村肝煎

右之通り御座候、以上 長

年号月日

【71 極窮人取調 慶応二・九】

雄勝郡三又村極窮取調人別書上帳

一、所持高なし

家内頭

年五十九 長治

同五十三 女房

同十四 松藏

同十 おつね

家内合四人

一、所持高壹斗八升式合

家内頭

年六十二 治兵衛

〔<sup>宋巻</sup>老入〕 同五十五 女房

家内合式人

一、所持高なし

家内頭

年五十八 仁太郎

同四十九 女房

同三十一 吉松

同廿二 女房

同八ツ おきよ

同式ツ 吉助

家内合六人

一、所持高壹斗五升式合

家内頭

年五十九 仁助

同七十二 母親

同四十三 弁治

同十六 岩五郎

家内合四人

一、所持高壹石五斗四升式合

家内頭

年四十八 十右衛門

同四十二 女房

同十九 おさき

家内合三人



一、所持高なし

家内頭

年八十一 元益

同五十一 永太郎

同四十五 女房

同廿九 孝治

同十六 おいと

同十二 おいし

家内合六人

一、所持高壺斗六升七合

家内頭

年五十七 勘十郎

同四十八 女房

同廿五 善治

家内合三人

一、所持高壺石九升七合

家内頭

年五十八 儀兵衛

同四十九 女房

同廿 おはつ

同八 おきよ

家内合四人

一、所持高式斗六升壺合

家内頭

年六十九 長吉

同四十七 喜助

同四十五 女房

〔<sup>朱筆</sup>式人〕

同十二 おやす

同八 おこま  
同壺 春松

家内合六人

一、所持高四斗五升六合

家内頭

年四十四 善左衛門

同六十八 母親

同九 おのふ

家内合三人

一、所持高式斗四升三合

家内頭

年五十八 作兵衛

同四十八 女房

同廿九 惣吉

同十九 女房

同十六 おふく

家内合五人

一、所持高なし

家内頭

年八十一 惣兵衛

同四十七 吉助

同三十七 女房

家内合三人

一、所持高壺石五斗三升壺合

家内頭

年五十九 兵右衛門

同五十六 女房

同七ツ おきく

〔<sup>朱筆</sup>壺人〕

一、所持高なし

家内合三人

家内頭

年三十二 長左衛門

同十九 女房

家内合貳人

一、所持高貳斗

家内頭

年六十七 作右衛門

<sup>(朱筆)</sup>  
「貳人」

同六十二 女房

家内合貳人

一、所持高七斗

家内頭

年五十七 久藏

同八十八 女房

同廿 佐助

同十三 おこん

家内合四人

一、所持高なし

家内頭

年五十七 福松

同四十五 女房

同廿 清藏

同八ツ おちよ

家内合四人

一、所持高七升

家内頭

年五十四 庄左衛門

<sup>(朱筆)</sup>  
「壹人」

同四十八 女房

同七十二 母親

同廿一 おへち

同九ツ おりへ

同壹ツ 初藏

家内合六人

一、所持高三斗

家内頭

年六十 平十郎

同五十三 女房

同廿八 八十八

同廿二 女房

同十四 藤吉

同十 おふく

同五ツ 弥助

家内合七人

一、所持高四石九斗三升四合

家内頭

年五十八 孫兵衛

同六十一 母親

同四十三 孫八

同四十壹 女房

年十七 清藏

同十二 おすへ

家内合六人

一、所持高壹石壹斗貳升四合

病身 家内頭

年四十八 多兵衛

〔朱筆〕  
「老人」

家内右老人

一、所持高式石壺斗四升四合

家内頭

年九ツ 久兵衛

同五十八 母親

〔朱筆〕  
「老人」

同廿五 後家

年四ツ 久助

家内合四人

一、所持高七斗式升五合

家内頭

年五十八 仁左衛門

〔朱筆〕  
「老人」

同五十六 女房

家内合貳人

一、所持高なし

家内頭

年五十八 李右衛門

同五十二 女房

同廿四 万太郎

同十八 長之助

同七ツ おふみ

家内合五人

〔追筆〕  
二、所持高なし

年〇〇 仁吉

同六十七 母親

家内合貳人

卯年御取扱三相成候分

所持高十四石四斗式升六合

家数廿五軒

合九十七人

所持高合拾五石九斗六升八合

家数合廿四軒

人数合九十五人

内拾人 六十歳以上

同六十老人 六十歳以下十五歳迄

同廿四人 十五歳より以下

御取扱被下候者合拾三人

右之通り極窮之者取調、銘々印形仕、奉差上候処候相違無御座候、

以上

慶応二年

三又村

寅九月

肝煎 亀六

同 平助

江畑要助殿

同村長百姓 孝作

【72 救助米拝領者書上 慶応二・十】

覚

一、老人 治兵衛

一、貳人 長吉

一、老人 善左衛門

一、老人 惣兵衛

一、老人 兵右衛門

一、貳人 作右衛門

一、老人 庄左衛門

一、老人 太兵衛

一、老人 久兵衛

一、老人 仁左衛門

一、老入 孫兵衛  
合拾三人

右之者老合宛御救助米拝領之人別ニ相違無御座候、依之書上帳奉差上候、以上

慶応二年

寅十月

三又村

肝煎

龜六

同 平助

同村

長百姓

孝作

右之通り半紙横帳ニ認さし上申候事

【73 差上高毛引目録 慶応二・十】

雄勝郡三又村差上高当毛引目録写

見高式百石五斗六升五合

一、引高八拾壹石貳升四合

内式石壹斗八升貳合

同四石三合

同壹石五升三合

同三石九斗四升九合

同拾三石壹斗壹升八合

同六石三斗七升九合

同八石五斗六升貳合

同拾貳石七斗六升壹合

同八石四斗九升七合

同貳石五斗八升三合

同四石三斗四升四合

免六ツ成

上田 下々下々下々印<sup>①</sup>

同 下々下々下々下々印

同 半立印

中田 下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

下田 下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

同 青立 当捨

同 下々下々下々下々印

同六石九斗貳升七合 同 下々下々下々下々印  
同四石貳斗三升六合 同 半立印  
同貳石四斗三升 同 青立印 当捨

同<sup>(2)</sup>

見高三十三石三斗九升貳合

一、同高拾貳石九斗四升壹合

此当高拾貳石貳斗壹升六合

内式石五斗九升七合

同八斗

同壹石四斗三升四合

同壹石壹合

同壹斗六升

同七斗六升

同壹石八斗七合

同貳石壹斗三升貳合

同七斗九升三合

同壹石四斗五升七合

見高四拾八石三斗八升三合

一、同高拾八石六斗四升四合

此当高拾三石九斗八升三合

内式石九斗三升三合

同壹石壹斗壹升四合

同三斗三升六合

同貳石五升

同壹石貳斗貳升四合

同貳石九斗三升貳合

同九斗七升三合

免五ツ式分成リ

中田 下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

下田 下々下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

同 青立印 当捨

下々下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

同 青立印 当捨

同 免四ツ五分成

中田 下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

下田 下々下々下々印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

同 下々下々下々下々印

同 半立印

同 青立印 当捨

同 青立印 当捨

同三斗四升七合	下々田 下々下々下々印	同七石壹斗式升五合	後藤小早人分
同貳石五斗六合	同 下々下々下々下々印	同九斗五升四合	箭田野新右衛門分
同貳石四斗三升五合	同 半立印	同六斗式升式合	太繩織衛分
同壹石七斗九升四合	同 青立印 当捨	同貳升五合	須田内記分
右当高合百八石式斗式升三合		同壹升	鈴木惣左衛門分
内拾六石四斗七升九合	小野崎三郎分	同七石八斗九升五合	林三隆分
同壹斗三升七合	菊地時之進分	同四升式合	完戸勘四郎分
同貳石六斗九升六合	輕部助藏分	同壹石五斗八升五合	佐藤六郎分
同壹石七斗四合	渡部藤治分		
同貳石四斗九升五合	真崎弥三郎分	見高四石三斗式升式合	辛勞免高
同四石四斗八升六合	竹貫織之助分	一、同高壹石九斗九升五合	免六ツ成り
同五斗六合	豊田十四郎分	内四斗六升三合	下々田 下々下々下々印
同三斗六升八合	江尻国之助分	同五斗五升九合	同 下々下々下々下々印
同壹石壹斗四升式合	深谷政治治分	同貳斗六升三合	同 半立印
同九斗九升五合	須田 <sup>形右衛門分</sup> 市左衛門	同七斗	同 青立印 当捨
同拾壹石壹斗五升八合	岡田清之進分		
同四石八斗壹升七合	遠山理助分	見高六石三升四合	辛勞免高
同壹石九斗三升三合	介川敬之進分	一、同高貳石壹斗六升六合	免四ツ五分成
同五斗八升八合	粕谷藤太分	此当高壹石六斗式升五合	
同九升八合	清水東八分	内五斗六升六合	下々田 下々下々下々印
同壹石五斗式升八合	月居桂分	同四斗式升式合	同 下々下々下々下々印
同三石式升式合	太田易五郎分	同九斗五升壹合	同 半立印
同七斗五升五合	後藤源藏分	同貳斗式升七合	同 青立印 当捨
同壹石六斗三合	中村竜助分	右当高合三石六斗式升	当村吉郎兵衛辛勞免高
同七斗五升四合	泉恕助分		
同三升七合	斎藤佐太大夫分		
	藤本為八分		
	川又六右衛門分		

慶応二年

十月

以上

遠藤織部

川井才治

(1) 「下々」の数で不作の度合いを表している。記事57でこの記号を「何毛印」と呼んでいる。半立は半作、青立は無取穂の意か。

岩屋久蔵

【74 蔵入高毛引目録 慶応二・十】

雄勝郡三又村御蔵入高当毛引目録写

見高老斗八升

下々田青立印当捨

一、引高老斗八升

免四ツ五分成

此当高老斗三升五合

見高式石七斗式升壹合

郡方御備高

一、同高老石三斗九升三合

免四ツ五分成り

此当高老石四升五合

内老斗壹升九合

下々田 下々下々下々下々印

同六斗壹升壹合

同 半立印

同六斗六升三合

同 青立印 当捨

見高老石式斗八升

御撫育御備高

一、同高六斗四升五合

免五ツ五分成り

此当高四斗八升四合

内四升六合

下々田 下々下々下々下々印

内三斗五合

同 半立印

内式斗九升四合

同 青立印 当捨

以上

慶応二年

遠藤織部

十月

川井才治

岩屋久蔵

右之通当御毛引高写し書上仕候所、相違無御坐候、以上

三又村

肝煎

慶応二年

同

寅十月

同村長百姓

江畑要助殿

孝作

【75 他領奉公なき旨上申 慶応二・十一】

(挿入文書)

「 乍恐以書附ヲ奉申上候

一、此度御他領江奉公人出入有無取調被仰付候得共、春中書上仕候以来、当村ニは御他領出入之者老人も無御座候、仍是乍恐以書付ヲ奉申上候、以上

三又村

肝煎

慶応二年

同

寅十一月

長役 孝作

棚谷左門殿

戸島文之助殿

【76 他領奉公なき旨上申 慶応二・十一】

乍恐以書附奉申上候

此度御他領江奉公人出入有無取調被仰付候得共、春中書上仕候以来、当村ニは御他領出入之者老人も無御座候、依之乍恐以書付奉申上候、以上

三又村

肝煎

亀六

慶応二年

同 平助

寅十一月

同村長役 孝作

戸島文之助殿

棚谷左門殿

十一月十二日稲庭村役処ニ而御見舞 書付奉差候

【77 拝借米無利足返済願書 慶応二・十一】

乍恐以口上書奉願上候御事

当村之儀ハ兼而奉申上候通り、極窮之村居ニ御座候処、御威光を以如何様取続罷在、難有仕合ニ奉存候、然は去ル文久三亥年仁差・郷符御用米被仰付、仁差之銘々は如何様御上納奉申上候得共、郷符七拾俵上納相難じ、色々村方申合仕候得共、外ニ手段も無之、無拠願申立、寄郷備米之内拾五俵拝借被仰付、漸々御上納之手都合間ニ合せ候得共、追々諸色高直ニ相成候ニ付而は、御小役銀被増置、其外不時之御用錢年増錢高相高じ、御百姓手内不容易難渋ニ付、右拝借米御返上申上兼、是迄年々利足は願済ニ相成居候処、今年存之外之凶作ニ相成、御毛見御苦柄等申立候処、御毛引高百十石五斗七合拜領被仰付、冥加至極ニ奉存候へ共、御百姓手内願高四百六石三斗三升六合有之、御指上御毛見願高貳百七十七石七斗七升六合なうて無之、右拝領米平均中考致見候へハ貳分八位ならて相当り不申、御百姓ひしと往語り、実ニ御収納立相難可申、恐惑之至ニ奉存候、然る処為窮民御救之、今年人差郷符御調達被仰付、早速御請奉申上候得共、前文奉申上候通り之仕合ニ而、郷符上納形相難候ニ付、此度郷符八石被仰付候内、三石減少被仰付被下度趣秋中色々奉願申上候得共、一同ニ相抱候御筋合を以減少不相成趣品々被仰合候訳も有之、無拠仕合ニ奉存候故、早速御請可申上、色々御百姓共へ申合候処、無余儀趣を以一旦御請ニ相成候得共、兼而拝借仕居候寄郷御備米拾五俵、何を以御上納可申上見詰も無之候ゆへ、来卯極月より来ル子年迄、向拾ケ年無利足年割を以御返上之事ニ願申上候様、御百姓共達々願申出ニ付、

無拠此度奉願上候、御時節御苦柄筋重畳恐至極ニ奉存候得共、前文之任合ニ而御百姓手内難渋之場合難忍見ニ前後も不顧奉願上候間、何卒御憐愍之御取扱を以御百姓共願出之通り被仰付被成下候様、私共連印并ニ親郷肝煎殿添書を以奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り被仰付、困窮之御百姓共如何様御大切之御田地守格罷在候様御救助被成下度、幾重ニも奉願上候、以上

以上

三又村

肝煎

亀六

同

平助

同村長百姓

庄三郎

同

孫右衛門

同

与助

同

孝作

同

喜太郎

慶応二年 寅十一月

江畑要助殿

【78 肝煎平助病状につき返答書 慶応二・十二】

乍恐以口上書奉申上候御事

一、当村肝煎平助事、病氣ニ付折角養相加罷在候処、当月十二日之頃迄ニ全快ニ相成可申哉御尋ニ付、私共見聞仕候処、段々快方之模様ニ相聞得候間、不遠全快ニ相成可申哉ニ奉存候、依之乍恐私共奉差上候以上

三又村 長百姓

孫右衛門

与助

孝作

喜太郎

慶応二年

寅十二月九日



江畑要助殿

【79 亀六肝煎再任経緯につき書状 慶応二・十二】

当村亀六被仰付候節、御支配様より後藤様の方江書状を以御訴訟可奉申上趣、否哉御尋二付、亀六より後藤様江差上候書附左之通り

覚

一、九月中私肝煎役被仰付候節、書状を以後藤様へ御申訳可仕御支配様より被仰含候や御尋二御坐候へ共、左様之被仰含二は無御座、御用手明次第出府之上可奉願申上様被仰含二御座候、尤当速書状を以久府親類迄申遣し、肝煎被仰付御請、相抱御地頭様へ御出入等御弛し之上と存、御請押々御訴訟奉申上候得共、御毛見拾極窮人取扱之急事御用有之申渡候事故、早速御請可申上様被仰含候而、不得止御請奉申上筋、久府親類迄申遣、一卜先願呉候様可取運趣御扱様よりも被仰含二付、早速書状を以、久府親類石田三達様迄申上候故、定メし右形願呉候畢と奉存候、少々御用手明二も相成候二付、十月一日出立、私直々出府之上、重ね而奉願申上候筋二御座候間、何分御左様御思召被下置度何卒御出入御免二相成候様御口隣被成下置度偏二奉願上候、仍之乍恐以書付御答奉申上候、以上

慶応二年

三又村

亀六

上

十二月八日右之通り孝作を以後藤泰蔵様江奉差上候

【80 郷符米借用の覚 慶応二】

郷符御調達米八石被仰付、右割合相難候二付、歛延御百姓方より米借用人数左之通り

一、米四俵

石田四郎兵衛

内三俵返済、残り壹俵

一、同壹俵

佐藤清十郎

一、同壹俵

孝助

一、同壹俵

惣三郎

一、同壹俵

利吉

一、米貳俵

五兵衛

一、同壹斗

松浦彦吉

拾俵壹斗

右之通借受候事二孫右衛門・門右衛門兩人参り取極候事

【81 亀六郷備米蔵元任命書 元治元・四】

覚

其村郷備米之儀ハ郡方より被下置候米二而、村方勝手二使潰等二は不相成候二付、格段之御取調を以其許江蔵本被仰付候、後年肝煎代替り相成候而も後役之者一存を以取扱不相成、肝煎・蔵元申合之上、春農手当之取扱可致、尤貸附取立共蔵元之方へ肝煎・長百姓立会之上取扱いたし、聊茂漬米等二不相成候様致、末々迄備二相成候様可被致候、依而書附相渡置候、以上

元治元年

大買来吉

子四月

三又村亀六殿

米壹斗五升

蔵元亀六

右は筆墨紙・大儀料共年々拝領被仰付候

同壹斗

木津守 庄三郎

右は郷木津見濟守、右年々拝領被仰付候

【82 家伝薬毛免許願 慶応二・十二】

乍恐以口上書奉願上候御事

右薬法之儀は当村兵右衛門と申者先祖伝来之家伝二而、是迄諸人江施薬之抄業二有<sup>第一節</sup>二而、<sup>種其外諸病</sup>罷在候処、近年非常之困窮二罷成、施薬相成兼歎敷奉存候二付、宅壳御

免被仰付被下置度願出ニ御座候間、何卒御障りも無御座候ハ、当人願之  
通り宅壳御免被仰付被下置度奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通被仰付被下置度、偏ニ奉  
願上候、以上

三又村

肝煎

平助

同仮担

同村

長百姓 孝作

慶応二年

寅十二月

上

【 83 御差上銀上納口 】

御差上銀上納口

一、同銀 五十九匁八分

一、保銀百拾七匁

一、同 五十九匁八分

一、同 廿六匁

一、同 四百九十四匁

一、同 拾壹匁九分九厘

一、同 拾匁九分

〆七百七十九匁四分九厘

此代七十九貫五百八文

廿六匁

内貳貫六百五十式文

同七十六貫八百五十六文

〆七十九貫五百八文

外二五貫百廿文

真崎様分

門右衛門扱

喜太郎分

御貸金返上分

〆八十四貫六百廿八文

丑年より戌年迄十ヶ年

一、金壹歩壹朱

貳百四十文

代貳貫貳百四十文

右同断

一、同壹歩貳朱 壹朱

貳貫八百文 八十文

〆三分 三百廿文

此正五貫百廿文

門右衛門分

真崎弥三郎様

【 84 小百姓毛引雜用帳面披見要求の覚 慶応二・十二 】

十二月十三日小百姓より毛引雜用割合帳披見致度二付、一統より相頼ら

れ候由二而、役処江参候人数左之通

十兵衛 十藏 平藏 勘右衛門 角助 五郎兵衛

太左衛門 利右衛門 門右衛門 五左衛門

〆十人 但し右帳面披見不為致候へハ貫不相懸候由、一統より

被相頼趣申出候

外ニ常楽院様自分御心得を以テ帳面披見不致候内ハ雜用割合差出兼候趣

断ニ御座候事

【 85 五斗米正米上納の指令 慶応二・十二 】

其村五斗米代銀上納申出二付、右取調之上、又々正米上納願押々申出、

無余儀筋ニも相聞得候間、正米を以早々其向江可被相納候、以上

但し上納手形御役屋引合之事纏役へ

十二月十四日

江畑要助

三又村胆煎殿

右之通御扱様より拝領、親郷へ差上候

【 86 来年年礼につき郷中定 慶応二・十二】

来卯正月年礼之事

一、三日正月ニ可限事

一、年礼親礼之外一円無之事

但し菩提処へ例年之通之事

但し親礼使物(1)なし

一、博奕隣家相吾吟味、小兒迄(ママ)共賢(8)ク不相成候事  
右之通郷中相談之上取極候事

寅十二月十五日立会

(1) 贈答言(9)つかいもの。